

登園許可証（医療機関が記入）

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病名	登園停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）帯状疱疹（※①）	すべての発疹がかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
13		

※① 第2種感染症の対象ではないが、水ぼうそうと同じ種類のウイルスであるため、その抗体を保持していない園児に感染の可能性があるため

そらまめ保育園・お花茶屋駅前

組 園児氏名

出席停止期間

月

日から

月

日まで

年

月

日から登園してもよいことを証明します。

医療機関名

医師名

印

切り取り

登園届（保護者記入）

医師から登園可能と判断を受けたうえで保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病名	登園のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好
8		

*突発性発疹・とびひ・水いぼ・頭じらみ・不明発疹症・川崎病については、全身状態が良好であれば登園可能ですが、医師の診断を受けてから登園してください。

そらまめ保育園・お花茶屋駅前

組 園児氏名

受診した病院名

登園可能と判断された日

年

月

日

上記の通り相違ありません。

年

月

日

保護者氏名

印